



関自貨第780号の3
令和元年10月1日

一般社団法人
全国物流ネットワーク協会会長 殿

関東運輸局長



「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について」の一部改正について

標記について、令和元年8月1日付け国自貨第38号により、国土交通省自動車局長から別添のとおり通達があったので、標記「処理方針」を別紙のとおり一部改正し、令和元年11月1日から適用することとしたので、了知されるとともに貴会員事業者に対し周知願います。

公 示

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について」（平成15年2月28日公示）の一部を下記のとおり改正したので公示する。

令和元年10月 1日

関東運輸局長 吉田 晶子

記

別添新旧対照表のとおり改める。

附 則 （令和元年10月1日付け関自貨第780号により一部改正）

この処理方針は、令和元年11月1日以降当局管内運輸支局において受理する申請等について適用する。

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について
(平成15年2月28日付け公示)

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について</p> <p>地方運輸局長権限に係る「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について」下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成15年2月28日 平成25年10月9日 <u>令和元年10月1日</u></p> <p style="text-align: right;">関東運輸局長 淡路 均</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大臣権限に係る審査基準 (略) 2. 関東運輸局長及び管内運輸支局長権限に係る審査基準 (略) 3. 標準処理期間 (1) 一般貨物自動車運送事業の許可 3～<u>5</u>ヶ月 (2) 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の許可 	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について</p> <p>地方運輸局長権限に係る「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について」下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成15年2月28日 平成25年10月9日</p> <p style="text-align: right;">関東運輸局長 淡路 均</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大臣権限に係る審査基準 (略) 3. 関東運輸局長及び管内運輸支局長権限に係る審査基準 (略) 3. 標準処理期間 (1) 一般貨物自動車運送事業の許可 3～<u>4</u>ヶ月 (2) 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の許可

- 4 ~ 6ヶ月
- (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可
(運輸支局長権限に係るもの) 1 ~ 3ヶ月
(その他のもの) 1 ~ 4ヶ月
- (4) 特別積合せ貨物運送に係る事業計画変更の認可
(大臣権限に係るもの) 2 ~ 4ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの) 1 ~ 4ヶ月
- (5) 貨物自動車利用運送に係る事業計画変更の認可
1 ~ 4ヶ月
- (6) 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可
(大臣権限に係るもの) 2 ~ 3ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの) 1 ~ 3ヶ月
- (7) 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可
(大臣権限に係るもの) 2 ~ 3ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの) 1 ~ 3ヶ月
- (8) 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可
(大臣権限に係るもの) 2 ~ 3ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの) 1 ~ 3ヶ月
- (9) 一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可
2ヶ月
- (10) 特定貨物自動車運送事業の許可
2 ~ 4ヶ月
- (11) 特定貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可
1 ~ 3ヶ月
- (12) 運輸支局長等から地方運輸局長への進達
5 ~ 10日
- (13) 輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可
2ヶ月

- 4 ~ 5ヶ月
- (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可
(運輸支局長又は運輸監理部長(以下「運輸支局長等」という。)権限に係るもの) 1 ~ 2ヶ月
(その他のもの) 1 ~ 3ヶ月
- (4) 特別積合せ貨物運送に係る事業計画変更の認可
(大臣権限に係るもの) 2 ~ 4ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの) 1 ~ 3ヶ月
- (5) 貨物自動車利用運送に係る事業計画変更の認可
1 ~ 3ヶ月
- (6) 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可
(大臣権限に係るもの) 2 ~ 3ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの) 1 ~ 2ヶ月
- (7) 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可
(大臣権限に係るもの) 2 ~ 3ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの) 1 ~ 2ヶ月
- (8) 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可
(大臣権限に係るもの) 2 ~ 3ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの) 1 ~ 2ヶ月
- (9) 一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可
1ヶ月
- (10) 特定貨物自動車運送事業の許可
2 ~ 3ヶ月
- (11) 特定貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可
1 ~ 2ヶ月
- (12) 運輸支局長等から地方運輸局長への進達
5 ~ 10日
- (13) 輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可
2ヶ月

4. その他
標準処理期間は適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間であると解釈されていることから、標準処理期間の算定には以下の期間は含まれないものとす。

① 申請者が不備のため当該申請の補正をするために要する期間
② 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間
③ 「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について」(平成20年5月13日公示)3.(3)における、1回目の法令試験受験日から再度実施した結果、合格基準に達しない場合に、1回目の法令試験受験日から再度の法令試験を受験するまでの期間等

附 則

1. この処理方針は平成15年4月1日以降当局管内運輸支局において受理する申請について適用する。
2. 平成10年12月21日付けで公示した「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針については、平成15年3月31日限りこれを廃止する。

附 則（平成25年10月9日一部改正）

本処理方針は、平成25年10月9日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（令和元年10月1日一部改正）

本処理方針は、令和元年11月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則

1. この処理方針は平成15年4月1日以降当局管内運輸支局において受理する申請について適用する。
2. 平成10年12月21日付けで公示した「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針については、平成15年3月31日限りこれを廃止する。

附 則（平成25年10月9日一部改正）

本処理方針は、平成25年10月9日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

公 示

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について

地方運輸局長権限に係る「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について」下記のとおり定めたので公示する。

平成15年 2 月 28日

平成25年10月 9 日

令和元年10月 1 日

関東運輸局長 淡路 均

記

1. 大臣権限に係る審査基準

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」（平成15年2月14日付け国自貨第77号）の「別紙」及び「特別積合せ貨物運送等の取扱いについて」（平成15年2月14日付け国自総第464号、国自貨第79号）の記1～5並びに「貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託について」（平成25年7月30日付け国自安第66号、国自貨第37号、国自整第78号）の「別紙」によるものとする。

2. 関東運輸局長及び管内運輸支局長権限に係る審査基準

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請の処理方針について」（平成15年2月28日付け関東運輸局長公示）及び「一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針について」（平成15年2月28日付け関東運輸局長及び管内運輸支局長公示）によるものとする。

3. 標準処理期間

- | | |
|--------------------------------|-------|
| (1) 一般貨物自動車運送事業の許可 | 3～5ヶ月 |
| (2) 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の許可 | 4～6ヶ月 |
| (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可 | |
| (運輸支局長権限に係るもの) | 1～3ヶ月 |
| (その他のもの) | 1～4ヶ月 |
| (4) 特別積合せ貨物運送に係る事業計画変更の認可 | |
| (大臣権限に係るもの) | 2～4ヶ月 |
| (地方運輸局長権限に係るもの) | 1～4ヶ月 |
| (5) 貨物自動車利用運送に係る事業計画変更の認可 | 1～4ヶ月 |
| (6) 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可 | |
| (大臣権限に係るもの) | 2～3ヶ月 |
| (地方運輸局長権限に係るもの) | 1～3ヶ月 |
| (7) 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可 | |
| (大臣権限に係るもの) | 2～3ヶ月 |
| (地方運輸局長権限に係るもの) | 1～3ヶ月 |
| (8) 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可 | |
| (大臣権限に係るもの) | 2～3ヶ月 |
| (地方運輸局長権限に係るもの) | 1～3ヶ月 |
| (9) 一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可 | 2ヶ月 |
| (10) 特定貨物自動車運送事業の許可 | 2～4ヶ月 |
| (11) 特定貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可 | 1～3ヶ月 |
| (12) 運輸支局長等から地方運輸局長への進達 | 5～10日 |
| (13) 輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可 | 2ヶ月 |

4. その他

標準処理期間は適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間であると解釈されていることから、標準処理期間の算定には以下の期間は含まれないものとする。

- ① 申請者が不備のため当該申請の補正をするために要する期間
- ② 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間
- ③ 「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について」（平成20年5月13日公示）3.（3）における、1回目の法令試験を実施した結果、合格基準に達しない場合に、1回目の法令試験受験日から再度の法令試験を受験するまでの期間 等

附 則

1. この処理方針は平成15年4月1日以降当局管内運輸支局において受理する申請について適用する。
2. 平成10年12月21日付けで公示した「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について」は、平成15年3月31日限りこれを廃止する。

附 則（平成25年10月9日一部改正）

本処理方針は、平成25年10月9日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（令和元年10月1日一部改正）

本処理方針は、令和元年11月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

国自貨第38号
令和元年8月1日

関東運輸局長 殿

自動車局長
(公印省略)

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針について」の一部改正について

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成30年法律第96号）の施行に伴い、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針について」（平成15年2月14日付け国自貨第78号）の一部を別添新旧表のとおり改正し、令和元年11月1日から実施することとしたので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれない。



○ 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針について (平成15年2月14日付け国自貨第78号)

新	旧
<p>国自貨第78号 平成15年2月14日 国自貨第69号 平成25年10月9日 一部改正 国自貨第38号 令和元年8月1日 一部改正</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖繩総合事務局長 殿</p> <p>自動車局長</p> <p>一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針について</p> <p>(略)</p> <p>別紙</p> <p>1 審査基準 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」(平成15年2月14日付け国自貨第77号)の「別紙」及び「特別積合せ貨物運送等の取扱いについて」(平成15年2月14日付け国自貨第464号、国自貨第79号)の記1～5並びに「貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託について」(平成25年7月30日付け国自安第66号、国自貨第37号、国自整第78号)の「別紙」によるものとする。</p> <p>2 標準処理期間 (1) 一般貨物自動車運送事業の許可</p>	<p>国自貨第78号 平成15年2月14日 国自貨第69号 平成25年10月9日 一部改正</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖繩総合事務局長 殿</p> <p>自動車局長</p> <p>一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針について</p> <p>(略)</p> <p>別紙</p> <p>1 審査基準 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」(平成15年2月14日付け国自貨第77号)の「別紙」及び「特別積合せ貨物運送等の取扱いについて」(平成15年2月14日付け国自貨第464号、国自貨第79号)の記1～5並びに「貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託について」(平成25年7月30日付け国自安第66号、国自貨第37号、国自整第78号)の「別紙」によるものとする。</p> <p>2 標準処理期間 (1) 一般貨物自動車運送事業の許可</p>

- 3～5ヶ月
- (2) 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の許可
4～6ヶ月
- (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可
(運輸支局長又は運輸監理部長（以下「運輸支局長等」という。）権限に係るもの）1～3ヶ月
(その他のもの）1～4ヶ月
- (4) 特別積合せ貨物運送に係る事業計画変更の認可
(大臣権限に係るもの）2～4ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの）1～4ヶ月
- (5) 貨物自動車利用運送に係る事業計画変更の認可
1～4ヶ月
- (6) 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可
(大臣権限に係るもの）2～3ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの）1～3ヶ月
- (7) 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可
(大臣権限に係るもの）2～3ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの）1～3ヶ月
- (8) 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可
(大臣権限に係るもの）2～3ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの）1～3ヶ月
- (9) 一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可
2ヶ月
- (10) 特定貨物自動車運送事業の許可
2～4ヶ月
- (11) 特定貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可
1～3ヶ月
- (12) 運輸支局長等から地方運輸局長への進達
5～10日
- (13) 輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可
2ヶ月

3. その他

標準処理期間は適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間であると解釈されていることから、標準処理期間の算定には以下の期間は含まれないので留意されたい。

- ① 申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間
② 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間 等

- 3～4ヶ月
- (2) 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の許可
4～5ヶ月
- (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可
(運輸支局長又は運輸監理部長（以下「運輸支局長等」という。）権限に係るもの）1～2ヶ月
(その他のもの）1～3ヶ月
- (4) 特別積合せ貨物運送に係る事業計画変更の認可
(大臣権限に係るもの）2～4ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの）1～3ヶ月
- (5) 貨物自動車利用運送に係る事業計画変更の認可
1～3ヶ月
- (6) 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可
(大臣権限に係るもの）2～3ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの）1～2ヶ月
- (7) 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可
(大臣権限に係るもの）2～3ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの）1～2ヶ月
- (8) 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可
(大臣権限に係るもの）2～3ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの）1～2ヶ月
- (9) 一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可
1ヶ月
- (10) 特定貨物自動車運送事業の許可
2～3ヶ月
- (11) 特定貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可
1～2ヶ月
- (12) 運輸支局長等から地方運輸局長への進達
5～10日
- (13) 輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可
2ヶ月

(新設)

国自貨第78号
平成15年2月14日
国自貨第69号
一部改正 平成25年10月9日
国自貨第38号
一部改正 令和元年8月1日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び
事業計画変更認可申請等の処理方針について

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）の施行に伴い、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針」について別紙のとおり定めたので、貴職におかれては所要の改正を行い、これを公表するとともに、関係者に対して周知徹底を図られたい。

なお、本通達は平成15年4月1日以降の申請事案について適用することとし、これに伴い、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針について」（平成10年12月14日自貨第115号）は平成15年3月31日限りで廃止する。

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針について

1 審査基準

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」（平成15年2月14日付け国自貨第77号）の「別紙」及び「特別積合せ貨物運送等の取扱いについて」（平成15年2月14日付け国自総第464号、国自貨第79号）の記1～5並びに「貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託について」（平成25年7月30日付け国自安第66号、国自貨第37号、国自整第78号）の「別紙」によるものとする。

2 標準処理期間

- (1) 一般貨物自動車運送事業の許可
3～5ヶ月
- (2) 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の許可
4～6ヶ月
- (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可
（運輸支局長又は運輸監理部長（以下「運輸支局長等」という。）権限に係るもの）1～3ヶ月
（その他のもの）1～4ヶ月
- (4) 特別積合せ貨物運送に係る事業計画変更の認可
（大臣権限に係るもの）2～4ヶ月
（地方運輸局長権限に係るもの）1～4ヶ月
- (5) 貨物自動車利用運送に係る事業計画変更の認可
1～4ヶ月
- (6) 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可
（大臣権限に係るもの）2～3ヶ月
（地方運輸局長権限に係るもの）1～3ヶ月
- (7) 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可
（大臣権限に係るもの）2～3ヶ月
（地方運輸局長権限に係るもの）1～3ヶ月
- (8) 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可
（大臣権限に係るもの）2～3ヶ月
（地方運輸局長権限に係るもの）1～3ヶ月
- (9) 一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可
2ヶ月
- (10) 特定貨物自動車運送事業の許可

2～4ヶ月

(11) 特定貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可

1～3ヶ月

(12) 運輸支局長等から地方運輸局長への進達

5～10日

(13) 輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可

2ヶ月

3 その他

標準処理期間は適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間であると解釈されていることから、標準処理期間の算定には以下の期間は含まれないので留意されたい。

- ① 申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間
- ② 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間 等